

月報

1984 6 月 號



シンガポール日本商工會議所

＜目次＞

(1984年 6月号)

シンガポールの兵役制度	(在シンガポール日本大使館)	浦本 英俊	1
GARDEN CITY～昨日・今日・明日～.....	(公園レクリエーション局)	椎名 和美	7
シンガポール通信事情	(伊藤忠商事(株))	高田 和昭	29
シンガポールにおける“積極的”健康管理.....	(デルカ・プロダクション)	盛 秀孝	33
1984年度NWCガイドラインについて.....	(事務局)		38
会員紹介	(不二製油(シンガポール)、東京産業(シ)、 高絲私人有限公司、東海サルベージ(株)).....		41
理事会の動き			45
5～6月の主な経済記事			48
広報欄			54
資料案内			57
編集後記			59

シンガポールの兵役制度

在シンガポール日本大使館
一等書記官 兼防衛駐在官 浦本 英俊

(本稿 では、当地に進出されている多数の日本の企業や商社の方々の経営管理上、多少なりとも参考になればと思い、簡単にシンガポールの兵役制度について、まとめてみることにしました。)

1. 沿革

シンガポールは、1965年の独立と同時に、現在の国軍の前身を創設した。しかし、その規模は、志願兵による、わずか陸軍2個大隊約1500名にすぎなかった。

1967年、英軍のスエズ以東からの撤退が予告されると、当該地域の安全保障上の大きな空白を懸念したシンガポール政府は、早速、これまでの他力本願的な国防政策を変更し、「国民服役法」を同年7月に制定する等新たな国防政策への転換を図り、同時に、本格的な軍の組織化・装備化に着手した。ここで「国民服役法」について簡単に追記すると、これまでの志願兵制度を中止して、18歳以上の男性を対象に2年又は2年半(注、制定された当時は2年又は3年の規定であったが後に改正。)の兵役を義務づけ、兵役修了後は、引続き予備役に一定期間服務する等の内容を骨子とした制度である。

本制度が導入された理由としては、独立国として自国軍による早急な確固たる安全保障の確立の必要性に迫られていたこと、また、失業率12%といった当時の社会的不安、国内外からの政治的あつれきの渦中であって、一方では国家建設を強力に推進する必要があり、そのためのバックアップとして本制度を活用する必要があったこと等があげられる。他方、独立国として早々に解決しなければならない問題が山積みしている中であって、特に多民族間の融和と国民の国家帰属意識のかん養の問題については重要な課題ながら心理的な面を多分に含んでいるために、早急な解決は期待できないに

しても、本制度を通じ問題解決の糸口にしようとした政府の意図も伺われるところである。

既承の如く、独立後19年目を迎えている現特点では、シンガポールは、政治的にも安定し、また「アジアにおける経済開発の奇跡」とまで云われるほどに経済的發展を遂げてきた。その背景には政府の素晴らしい行政指導があったことは否めないにしても、本制度の直接、間接に与えた影響も無視することはできない。

2 ナショナル・サービス (NS)

シンガポールでは毎年約2万人の青年男性がNSのため新たに入隊をしている。NSの受け入れ先は、国軍、警察、消防隊、空港消防救難隊及び建設隊の5ヶ所である。NSに服務する人の約70%は、国防省管轄下の国軍へ、残りは内務省または運輸通信省管轄下の4部門のいずれかに配属される。NSの配属先は、17歳になってから実施される身体検査、技能評価等の総合的な判定に基づいて決定される。本人の希望とは無関係である。さらに国軍に配属される者は、陸・海・空別となり、入隊後、適性や能力に基づき歩兵や通信等職域別に細分化される。

入隊までの間、特に問題がなければ、出頭日時、場所が指定されNSへの入隊が発令される。勿論、重病人、身体障害者及び知能不足の者は除かれる。軽病者は完治ののちNSに服務することになる。NSの対象者は18歳から25歳までの男性でシンガポール国籍又は永久住民権を有し、入隊前の身体検査に合格した者である。

NSの召集は、毎四半期毎に実施され、原則として誕生日の次に来る最っとも近い召集日が該当日となる。国軍に例をとり、入隊してからの経歴管理について多少追記すると、兵役は将校及び兵曹(CORPORAL)以上は2年半、上等兵(LANCE CORPORAL)以下は、2年間服務しなければならない。入隊時から9週間は、全員、共通の基本軍事訓練を受ける。その後、GCE“A”レベル以上の保有者で身体強健、頭脳明せき等将来、将校にふさわしいと思われる要件を備えている人(注、GCE“A”レベル保有者の約30%)は、士官候補生となる。彼等はおおむね入隊から1年

経過して少尉に任官し、さらに1年後に中尉となる。士官候補生のうち約90%強が将校としての服務を完了し、REGULARを希望して国軍に引続き勤務する者を除き、大半は引続き予備役に編入される。兵卒の場合は、入隊からおおむね1年4ヶ月を経過した段階で上等兵に昇任する。その内、兵曹としてふさわしい技りょう、人格を有するものは特に選抜されて兵曹教育を受ける。ただし残りの大半は、2年の任期を修了して、上等兵として予備役に編入される。また、当然のことながら、NSを修了して正規兵として国軍に残る者もいる。

NS制度については、とかく批判があり、政府は、より良いかつ、国民が納得し、支持してくれる制度として、これまでに種々改正をしてきた。82年末に、国防省は、同年8月に実施した独自の世論調査の結果を公表したが、その中で国民の90%以上の者がNS制度に理解を示していると説明している。NS制度に関して今日問題となっていることについて主なものを要約すれば次のようなことが云えよう。

ひとつには、NS開始の年令と大学教育等に志向する者の履修年令との隔差の問題がある。つまり、NSを修了して大学に進学する者は24～25歳で大学を修業する。その後初めて新しい職場に就職することになり、社会通念的には、やや年令が高くなっているということである。次に、入隊前にすでに就職していたものがNS修了後職場に復帰しても特に、特殊の技りょうが要求される職場にあっては、本人の技りょう低下に不満を示す雇用者が多いということである。

また、NSの2年もしくは2年半に得る賃金は極めて少額のため、今なお同世代の働き手に期待している家庭にあっては、本制度に対する不満が強いと聞く。

勿論、入隊前6ヶ月以上就職していた所へは、NS修了時、本人の希望に沿って政府が責任をもって復帰させてやる等の優遇処置（注：本件に違反した雇用主は、6ヶ月以上の懲役もしくは2000\$ドル以下の罰金もしくは両方の罰を受け被雇用者には3ヶ月分の俸給を支払うことになる。）が規定されている。一方、NS発足時から変らなかったNS期間の俸給を

昨年 9 月 1 日に改正する等（注：NS 服務の第 1 年目は従来 90 S ドルであったものを 50 % アップして 135 S ドルとする等の改正）従来とかく批判が集中していた事項にも徐々にではあるが、問題解決のため前向きに取り組んできているところである。

CITIZEN ARMY としての国軍の位置づけも NS 制度への理解と共にしだいに確立されつつあるということができよう。

3. 予備役（リザービスト・サービス）

NS を修了すると、引続き予備役軍人として、予備役軍にまた身体的に弱い者は、後方支援を主任務とする人民防衛軍（P D F）に編入され、同時に所属する部隊と配置が指定される。以後は、1 年に 1 回、7 週間から最大 40 日間以下の部隊訓練を 13 年を 1 サイクルとして受けることになる。その外、1 年に 2 回の動員訓練や幹部だけの 1 日集合訓練あるいは後述する個人体力練成テストの受験等職務に就きながら一方では部隊に出頭しなければならないシステムになっている。13 年の服務が修了すると予備役の幹部のうち、特に上級の指揮官や幕僚に指定された者は更に 6 年間服務することになる。他の多くの予備役幹部は、通称「MINDEF RESERVE」（国防省直轄予備軍）の幹部又は市民防衛軍（CIVIL DEFENCE FORCE）の幹部として 50 歳まで服務することになる。一方、兵卒は、13 年の服務修了後、同様のいずれかの部隊に配属され 40 歳まで服務する規定になっている。

リー首相は昨年 5 月、予備役軍人協会の意義について「予備役協会は、国民の国防意識の向上に、より積極的に国防省と連携して活動すべきである。」と語り、予備役協会がすでにシンガポールの国家にとって重要な作用を発揮できる組織体になっていることを示唆した。（注：1984/85 年ミリタリバランス、シンガポール予備役は 15 万人）一方予備役に対する訓練内容も昨今では、大きく変わってきている。特に正規軍や NS 軍との合同訓練が増加し、限定された予備役の訓練期間ながら極めて高い練度の維持が要求されている。従って、予備役は単に正規軍の支援後援としてではなく第一線部隊の一翼を担わせるまでにシビアな要求になってきており、自ずから訓練も真剣かつ内容の濃いものになってきている。これまで戦闘訓練とは

比較的縁が遠かった人民防衛軍も、昨今では上陸阻止演習や市街戦演習を実施するようになってきている。

次に、予備役制度に関して特長的な事項につき述べてみたい。

第一には、個人体力練成テスト（IPPT）のことであるが、予備役は毎回の召集の前に本テストを受けなければならないことになっている。テストに合格して初めて部隊の門をくぐることになる。不合格の場合は、1週間の体力向上のみを目的とした合宿訓練を受けねばならない。因みに毎年約10%の予備役が不合格になっているという。体力の維持は予備役にとり大きな義務となっている。本テストについて更に付言すれば、試験の年の4月1日現在の年齢により3段階（25才未満、25以上35才未満、35才以上40才未満）に分かれ試験項目は、座位腹筋運動、立巾跳び、懸垂、2.4 Km 走、10m 4回往復の5項目からなり、各項目について最低値が規定されていて、各項目の最低値又は総合得点の最低値に満たないものは不合格となるといった内容である。次に MAKEUP PAY について簡単に触れてみると、既に就職している人が予備役訓練で召集された場合、一般的には、雇用主から得る給料は通常より減額される。その減額も政府系会社と個人企業では異なっている。従って、予備役が召集訓練を受けている期間は、通常と変わることなく同額の俸給を受けとれるよう、その差額分を政府が補完してやるという制度である。

また、予備役制度においても NS 制度に類似した不満がないではない。その中で特に再三問題にとりあげられているのは、会社等就職先が多忙な時期で人手がほしい時に、特にキーメンバーたる予備役が召集訓練に応じなければならない場合、業務遂行に大きく支障をきたすといった主として、雇用者側からの不満等である。政府は先頃、本問題の解決のために、召集訓練の通知を本人に知らせると同時に雇用主にも知らせることとし、しかもできるだけ余裕をもって通報するとして暗に“半年前の通知”を示唆した。また雇用主に対し部隊を公開し、予備役訓練に対する理解を深めるためのキャンペーンも実施している。労働力に限界を有するシンガポールは経済発展と国防の重視策との狭間にあって、その労働力をいかに効率的に

運用するか諸々思考しているところでもある。因みに予備役の召集に関して、それ相応の理由なくして、これに応じなかった場合は、3年以下の懲役又は5000Sドル以下の罰金又はその両方について罰せられるといった厳しい規定が構けられている。

政府は、1990年までには男性労働者の45%が予備役で占められかつ労働者のトップ階層の66%が予備役で占められることになると算定している。

シンガポールでは多くのコミュニケーション活動が活発に行なわれており、他方それを支える各種のグループの活動も賑やかである。

その中にあって年々増加している予備役協会は将来、最大のコミュニケーション・グループになると予想される。その成長と国防政策とのタイアップのいかんが、これまでシンガポール政府が直面してきた国民の国防意識や帰属意識の問題の解決を早めるかどうかの鍵を握っていると云っても過言ではない。

Garden City 一昨日・今日・明日一

国際協力事業団派遣専門家
(公園レクリエーション局)

椎名 和美

はじめに

シンガポールを訪れたある人は、シンガポールはたとえ居眠りをしてどこかで起きたとしても緑はとぎれることなく続いて快適であると……。またある人は、たしかに緑は豊かであるが人為的すぎると……。Garden Cityを見る目も様々である。シンガポールの空の玄関口チャンギ国際空港は、Garden City を代表する1つの顔である。カラフルな熱帯の花と緑につまれた空港は訪れる人々の心をなごませる配慮がゆきとどいている。税関をぬけて人々は車で都心まで至るわけであるが、その間、約15 Km ほどあるイースト・コースト・パークウェイは、イースト・コースト・パークと空間的にも一体となって“緑の回廊”を構成し、Garden City のイメージを人々に深く印象づけてしまう。

日本に学ぶ実験国家と呼ばれるシンガポールは、現在そのサクセス・ストーリーが様々な情報メディアによって紹介されて世界的にも注目をあびている。シンガポールのユニークさの1つに、Garden City の建設、つまり環境財の整備が経済成長と同時的に実践されてきたことが上げられる。



緑のあい間に高層ビルとコロニアル風の家々がみえがくれする Garden City

今日、緑の量では日本をはるかに凌ぎ「緑の先進国」として日本からもユニークな緑化戦略を視察するため訪れる人も少なくない。

一方、Garden City の建設に多くの日本人造園家の長期に渡る協力（国および個人ベースを含めた）関係が続いており、影にかくれてあまり知られていない。

I Garden City と植物園

Garden City を語る上で見落すことが出来ないのが植物園である。現在のタングリンにある植物園は、120年の歴史をもちシンガポールを訪れる観光客が必ず立ち寄る観光拠点のひとつとなっている。植物園は歴史的にその機能、役割を変化させてきたが、今日 Garden City を実現するため、都市緑化の基礎的研究機関として、またそのシンボルとして重要な役割を果たしている。

1. ラッフルズによる植物園の設立

1819年1月29日、シンガポール川の河口に上陸したスタンフォード・ラッフルズは、イギリスの東インド貿易会社の基地としてシンガポールを位置づけた。彼は上陸後わずか3年にして（1822）植民地の農林業に適する経済植物の研究と普及のために現在のフォトカニング公園に植物園（アシアン・スカルプチャー・ガーデンのあたりに）を開設した。その後、数回中断され、現在のタングリンに新しく植物園が開設（農業園芸協会的主催）されたのが1859年であった。1875年、経営上の理由により植物園は政府に移管された。ラッフルズによる植物園の設立は、植民地政策と彼の自然科学への信奉によっているが、Garden City の建設に対する植物園の多くの貢献をふり返った時、その業績は図りしれないものがある。

次いで、1874年、現在の教育学院（元シンガポール大学の校庭）の校庭の一部に経済植物園を新たに開設した。ここでゴム生産についての試験が行なわれパラゴムのマレー半島への導入の拠点となった。その他の作物はキニーネ・コヒーがつくられていた。この経済植物園は1925年に閉鎖されたが60年後の今日、植物園の拡張用地（15 ha）として設計が終り、工事が進んでいる。1986年の末頃にオープンの手配である。

2 戦争下の植物園

1942～45年の3年間、植物園は日本軍の管理下にあった。ラッフルズ博物館・植物園はそれぞれ昭南博物館・植物園と名称が変わった。当時、植物園の副園長であったE. J. H. コナー教授（ケンブリッジ大学）は戦争下の植物園を舞台にした、日英科学者達の敵味方を越えた戦火から文化遺産を守りぬく努力とその心の交流を描いている。著名は「The Marquis: A Tale of Syonon-To」日本語版は「思い出の昭南博物館——占領下シンガポールと徳川侯——」（中公新書）というタイトルで出ている。興味のある方はぜひ一読されたい。私たち日本人にとって戦争下のシンガポールは暗いイメージでぬりつぶされてきた。ここにきてようやく暗やみの中から燈火を見つけた思いがする。最近、日本のあるテレビ局がこの本を題材にして放映した。

3 Garden City の建設と植物園の役割

現在の植物園は、植物園課と調査指導課に分かれる。植物園課には総務、維持管理、ランの繁殖、育種、標本室、図書室、園芸学校などがあり、調査指導課には土壌調査、園芸研究、鳥類学がある。

特にランの繁殖については、今やシンガポールの産業にまでもなっており、その研究は熱心に進められている。植物園でランの人工交配雑種が作り出され始めたのは1829年頃からで、今日まで約1200種類の交配品種が作られている。シンガポールの国花はMiss Joaquim というバンダ種である。Miss Agnes Joaquim が自分の庭で見つけたもので、これはシンガポールの最初の自然交配種であった。これを記念して、1981年にこの花が正式にシンガポールの国花となった。ランの培養は1975年以来生長点培養法が導入され、短期間に大量に増殖させることが可能になった。現在、ランのメリクロン苗（ピーカー入りのもの）は1本S\$20で入手が可能である。また人工交配により誕生した新種は、シンガポールを訪問する各国のVIPの婦人に対して新種がプレゼントされ、その人の名が新種の名前につけられる。デンドロビウム Michiko、デンドロビウム、Mrs. TUTAKO NAKASONE などである。

さて、植物園は市民のレクリエーション等の憩いの場となっている。朝夕のジョギング、散歩、太極拳の練習が、また日曜日の午後木陰では野外コンサートがくりひろげられ、時には、ウェディング姿の花嫁、モーニングを着た花婿が記念写真を撮影している風景に出くわす。



日曜日の植物園

この他、植物園には Garden City を建設する人材（園芸家）を養成するため、10年前から園芸学校が開設されている。この学校は普通2年制である。1年目は、学校内で授業を受け、2年目になると、公園レクリエーション局の各係（設計、維持管理、苗圃）に配属され実習を行う。現在の植物園は、以上のような多様な役割（研究・教育・観光・レクリエーション）を持った Garden City のシンボリック存在と云える。

II Garden City 構想から実現へ

1957年、Garden City のアイディアが初めて討議されている。その2年後（1959年）、140年に渡る英国の支配が終っている。

1. Garden City 構想

Garden City 構想はどのような背景から生まれてきたのであろうか、まず第一に国家戦略の一つとして打ち出され、第二に英国の当時の都市計画手法（Garden City）の影響を受けて生まれたものと考えられる。

第1の国家戦略とは、英国からの独立により「シンガポール人」としての国民意識を培養する政策の1つの柱が、Garden City のコンセプトであった。美しく、緑あふれる国の建設によって多民族国家を統合する際のアイデンティティーとして必要とされた。

第2の英国の都市計画からの影響とは、1955年シンガポール全島のマスタープランが英国の伝統的な都市計画手法により作成されている。マスタープランは①都市のスプロールを抑制するグリーンベルトを中心市域の周辺に配置している。②都心の居住人口の抑制、③ジュロン、ウッドランド、ヨーチューカンの3つのニュータウンの建設などが提案された。これらの計画は英国のハワードの「Garden City of tomorrow」による影響、それからレッチワースやウェルウィンらに受けつがれ発展された計画論の影響を強く受けている。

ここで、ついでにラッフルズによる街づくりについてふれてみたい。彼は1819年～1823年の短い期間にシンガポールを「19世紀に建設された最初の都市」とするべく最大の努力を払った。まず貿易基地として重要な港湾、造船所倉庫はもちろんのこと行政、司法、教会、学校、商店にいたるまで手をつけている。中でも特徴的なのは人種別による居住地を定め、マレー人はゲランセレイを中心とした東部地区に、インド人はセラグリーン、アンソン地区そして華人は福建・広東・潮州・客家という出身地別に独自の地域社会を構成したことである。これを支配のための都市計画と呼ぶならば、現在シンガポール政府が進めている公共住宅への混合住居は、もう1つの国家戦略として多民族国家の統合のための都市計画である。

2 Garden City の建設と日本の協力

1963年、マレーシア連邦に加わったシンガポールは、同時に緑化キャンペーンを始めている。この年が実質的な“Garden City”元年と考えて良さそうである。2668本の樹木が島内に植栽されている。年々その量は増加し、1970年までに樹木：約70000本、インスタントツリー：約1300本、灌木：約342000株が植栽された。

シンガポールのGarden City 建設は無からのスタートではない。ラッ

フルズ以来、英国の140年に渡る支配は現在でも Garden City の骨格となっている。市庁舎前のパダン、クィーンエリザベスウォーク、政庁舎と植物園のあったフォトカニングパーク。そしてファーラーパーク、タングリーンゴルフコースを始めとしたスポーツ施設は英国の遺産を引きついだものである。

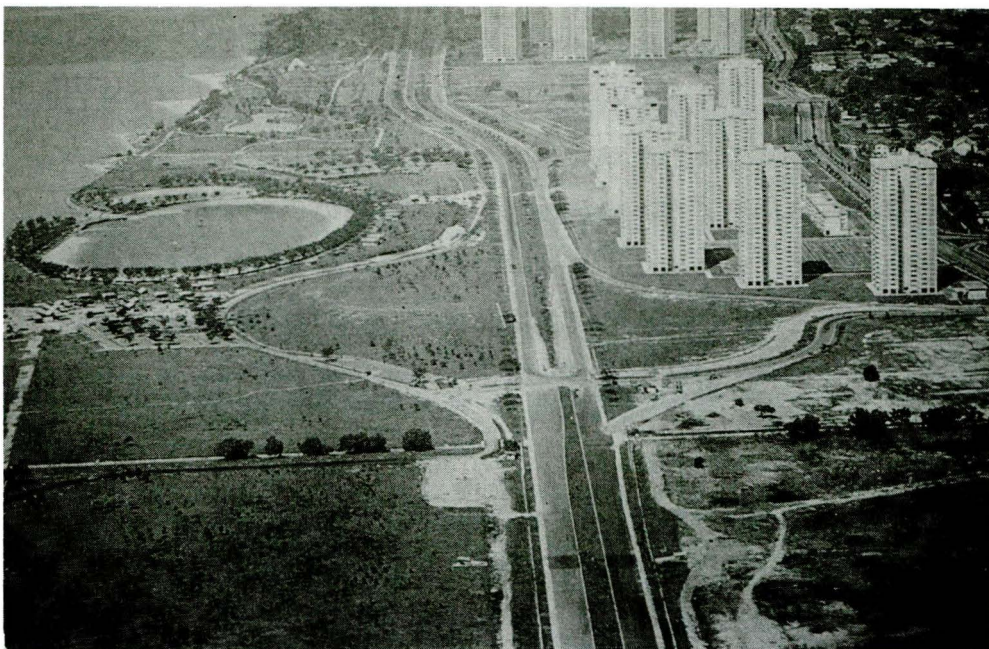


手前にエリザベスウォーク、パダン、市舎庁、シンガポール河をはさんでビジネス街が展開する

こうした動きの中で、日本人造園家が初めてかかわったのが、Garden City 建設の一環としてあったジュロン工業団地計画であった。これを契機として日本からの協力が続いているわけであるが、協力の内容も時代とともに変化してきた。公共事業局（PWD）より公園レクリエーション局が独立する以前と以後で異っている。以前はいわば「もの」づくり、すなわち具体的プロジェクトのスタートから完了までという範囲の仕事であり、Garden City を構成する大規模公園等を計画・設計する造園家が皆無の状態で、海外に対して造園専門家の協力を要請していた時代である。公園レクリエーション局が誕生した後、次第に人材も増えていく中で「ひと」づくり、すなわち現地のスタッフへの技術移転という内容に変化してきている。

1967年、Garden City のポリシーとして「クリーン＆ビューティフル」キャンペーンが始まる。この翌年（1968）ジュロンの日本庭園の設計と施工に関して国際協力事業団（JICA）の前身である海外技術協力事業団を通じて日本から造園家（中根金作・塩島大）が派遣されている。完成から数10年を経た今日、日本庭園を訪れる人はごくわずかである。隣りの中国庭園と比べると明らかに入場者は少ない。もっと運営計画（行事、催物など）を積極的に企画し、例えば“茶”の教室、お花の教室、書道あるいは日本庭園内にある施設を活用して日本の文化に親しんでもらうというのはどうであろうか。もう1つは日本食が食べられる食堂の営業などを行い入場者を誘いこむため、日本人会とJTC（ジュロン・タウン・コーポレーション）との共同企画がほしい。せっかくの庭園がこのままでは泣いている。話しがそれてしまったが Garden City の理念を実行する機関が1969年に公共事業局の中に「Tree Planting Unit」という名称で誕生した。シンガポール政府はこの年「生活向上運動」をスタートさせている。リー首相は演説の中で、経済成長と社会、文化的うるおいの同時実現をよびかけ「我々は生活環境、家庭、工場、商店、道路などの全体を改善していかななくてはならない。それはシンガポールの緑化地帯や観光地などに限ったものではない。公園と庭園があり、音楽や絵画、演劇のための文化施設、都市の緑化……。 」これによって経済成長と環境整備は共存すべきものであることが明確にされた。

1970年、リー首相は独立記念日の演説において Garden City のイメージは達成しつつあることを明らかにした。この年から1974年まで約5年間、イースト・コースト・パークの計画、設計にコロombo・プランにより日本の造園家が派遣されている。1971年「Tree Planting Unit」は「Parks and Tree Branch」と名称が変わる。翌年、Garden City の理念である“クリーン＆グリーン”のうちの「クリーン」を担当するため環境省が誕生した。



日本人造園家によるシンガポールで初めて
の大規模公園：イーストコースト・パーク

これまで緑化に関係する諸機関が独自のアイディアで Garden City を建設するため邁進してきたのであるが、より理念にそった緑化が意図され、1973 年「 Garden City Action Committee 」という組織が生まれた。この組織（委員会）は Garden City 建設の最高諮問機関として位置づけられている。

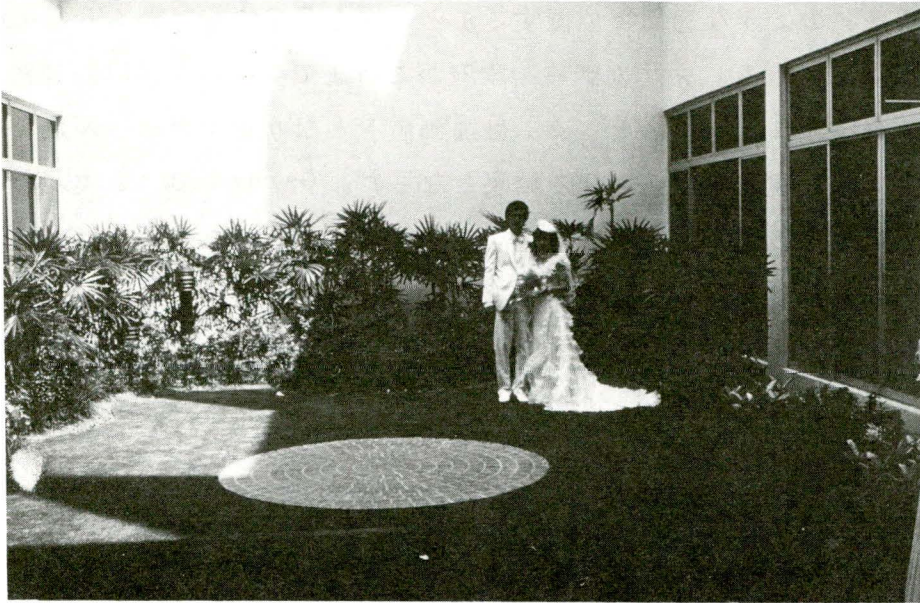
公園レクリエーション局の誕生

1976 年、公共事業局（PWD）に所属していた「 Parks and Tree Division 」は独立して「 Parks and Recreation Department」が誕生した。これ以後国際協力事業団（JICA）の派遣により造園の専門家が 2 人 1 組で技術移転に取り組んでいる。現在シンガポリアンに親しまれている大規模公園（ウェスト・コースト・パーク、センバーワン・パーク、パサリスパークの一部）などは技術協力の成果を示すものである。我々の指導するプロジェクトは種々雑多で、時々シンガポールならではのプロジェクトが依頼される。フォトカニング・パーク（セントラル・パーク）にある新結婚登録所はその 1 つで、今まで Y.W.C.A の近くにあった旧結婚登録所はマレー人（モスリム）と華人・インド人のために 2 つに分かれていた。新結婚登録所はシンガポールの全ての民族が同じ屋根の下

で登録を行うコンセプトになっている。建物の外周とガーデンコートのデザインを担当した。このガーデン・コートは民族の別なく登録後、2人で、あるいは親族と一緒に記念写真を撮る場として計画されたものである。民族の風習のちがい例えば、縁起の良し悪しは花の色や種類に端的に現れる。全ての民族に異和感なく“おめでたい”写真を気持良く撮影してもらうため使用する樹木、花に各民族間に特別ないわれや何かがあるかチェックした。下の写真は新結婚登録所のオープン・セレモニーに招待され関係



者と記念撮影した時のもので、中央の男女はオープン・セレモニーのために組まれた登録第一号である。2人共、公共事業局の建築家で、新婦は新登録所の建築の監督官であった。ちなみに、私は写真の左端で、右端の2人は公園レクリエーション局のスタッフである。



華人のカップル



インド人のカップル

3. Garden City 実現のカギ

今、我々が目にする緑豊かな街並は Garden City のある局面である。

現段階はどのような局面に位置するかというと「緑の量」から「緑の質」への転換期にある。シンガポール政府がこれまで Garden City 建設に傾けた努力は今日、環境ストック（付加価値）となりシンガポール経済の1つの柱である観光を促進させる結果となった。Garden City 実現のカギは何か？とりあえず現段階までの Garden City を成功に導いたいくつかの条件をまとめてみると次のようである。

①自然的条件

②政策、運営的条件

③実践的条件

まず第一の自然的条件について見ると、樹木にとって恵まれた条件（年平均気温：27℃、年間降雨量：1600～2000mm）をもっていること。そして日本のような災害（台風・地震）は無く、あるとしたら洪水ぐらいである。これらの自然環境は、樹木の生長を促し、ボリューム感のある樹冠をつくり出す。しかしながらこの恵まれた環境はあくまでも Garden City を成功へと導く基盤的なものである。他の社会的、人為的条件にコントロールされて初めてその潜在力が発揮されることを忘れてはならない。乾期には毎日の灌水作業が街のあちこちで見られ、樹木や花のダメージを防いでいる。

次に、政策・運営的条件について見る。Garden City の成功のカギをたぐって行くと、そこに、ユニークな“しかけ”や“しくみ”が現れてくる。経済成長と環境整備の同時的実現という大きな方針を裏づけているのがこの国の土地政策である。国土の70%以上が現在でも国有地で、このうち30%が住宅開発局（HDB）の所有となっている。そして土地制度の切り札はすべての土地は99年のロングリースという法律である。一方限られた国土を増すため大規模な埋立が行なわれている。主な高速道路の建設はこの埋立地の売却によってその費用が賄われている。このように都市経営の“しかけ”を行う上で基本的に恵まれた条件をもっている。

さらに行政機構に目を向けると、都市国家ならではの単純な機構は政策の効率的な運営にとって都合がよく、日本の行政は少なくとも国一県一市

という3つのレベルにかかわらねばならないが、シンガポールはひとつのレベルで解決してしまう。もちろん横の調整は必要であるが。緑化に関する諸機関は下記のように多岐に渡っているが、その“しくみ”は単純で Garden City の整備方針は「Garden City Action Committee」がにぎっている。関係諸機関はマスタープランをまずここに答申しなければならぬ。Garden City の緑化に関する諸機関は次のようである。

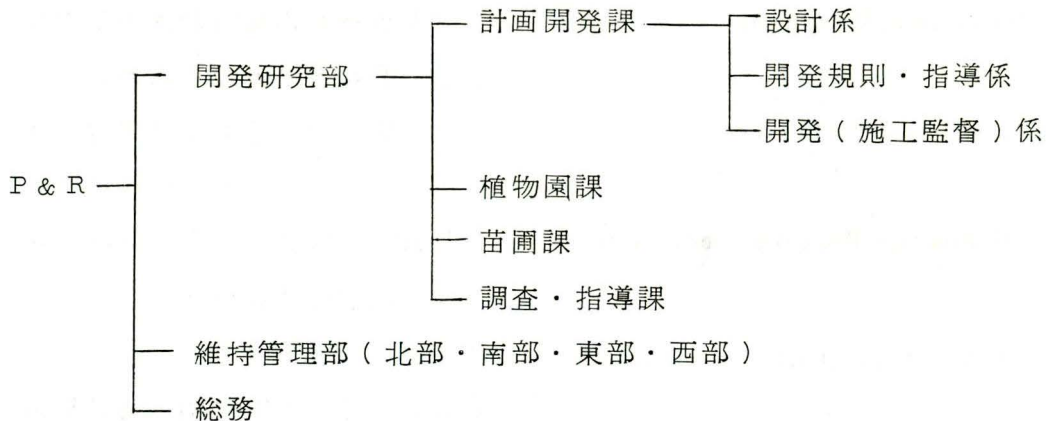
- (1) Planning Department ———— シンガポールの都市計画を策定する（公園などの敷地を決める）
- (2) Public Works Department ———— 道路、橋、公共建築などの整備。（道路の緑、公共施設の緑）
- (3) Parks and Recreation Department ———— 公共公園、緑地の整備、Garden City 建設の推進母体
- (4) Housing and Development Board ———— 公共住宅団地の整備（公共住宅団地内の公園緑地の整備）
- (5) Urban Redevelopment Authority ———— 都心の再開発事業（都心のモール、ポケットパークの整備）
- (6) Nature Reserves Board ———— 貯水池をとりまく緑地を監督する機関（3000 ha の自然保護地区）
- (7) Singapore Sports Council ———— スポーツ施設の運営・管理。
- (8) Jurong Town Corporation ———— ジュロン工業地区内の整備（ジュロン・カントリー・クラブ、バード・パーク、ジュロン・ヒル、中国庭園、日本庭園）
- (9) Sentosa Development Corporation ———— セントーサ島をはじめとしたその他クス・セントジューンズ島のリゾート開発
- (10) Singapore Zoological Garden Corporation ———— 動物園の運営・管理。

以上の各種機関が Garden City のコンセプトのもとで一体となり、そ

の他民間の住宅内の緑地が加わり Garden City が構成されている。

第三番目の実践的条件、ここでは Garden City 建設の推進母体である Parks and Recreation Department （公園レクリエーション局：以下 P & R ）の役割について概観し、ユニークな緑化作戦についてもふれたい。

1. P&R の組織とその役割



P & R の組織は図のようである。この体制をくぐいて現わすと次のようになる。

1) 緑をつくる部門（設計係・開発係）

計画開発課は公園、緑地の設計とその施工を行う。この担当係は設計係と開発係である。日本人造園家が所属する部門である。

2) 緑をコントロールする部門（開発規制・指導係）

計画開発課の中にある開発規制・指導係である。ここでは公共、民間の開発プロジェクトの緑化に関して細く指導し、開発審査を行っている。

3) 緑をまもる部門（維持・管理部）

P & R の年間予算の約 7 割が維持管理に使われている。シンガポール全土を 4 つの管理区域に分割しそれぞれ管理事務所を配置している。維持管理は機械化が進み労働力の省略化に努めている。



レインツリーの枝落し

4) 緑をそだてる部門(苗圃課)

Garden City の建設に使われる樹木、灌木などはシンガポールに5ヶ所ある苗圃からすべて供給されている。



ブーゲンビリアのさし木(チャンギナーサリー)



苗圃から苗木を選ぶ

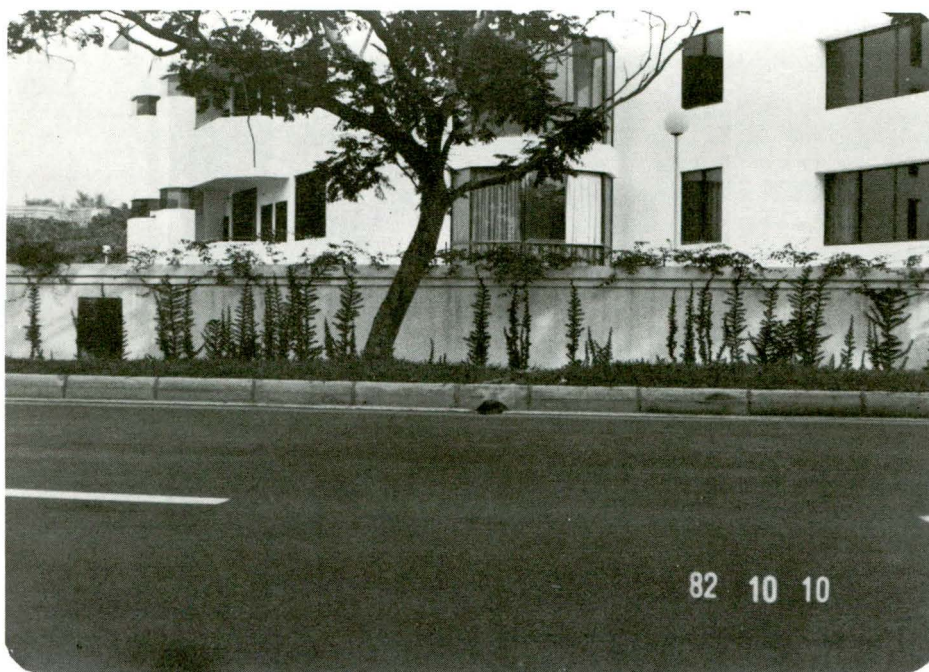
以上の各部門が Garden City の建設に向かって相互に連携しあい、次にあげるユニークな緑化を実践している。

5) ユニークな緑化手法

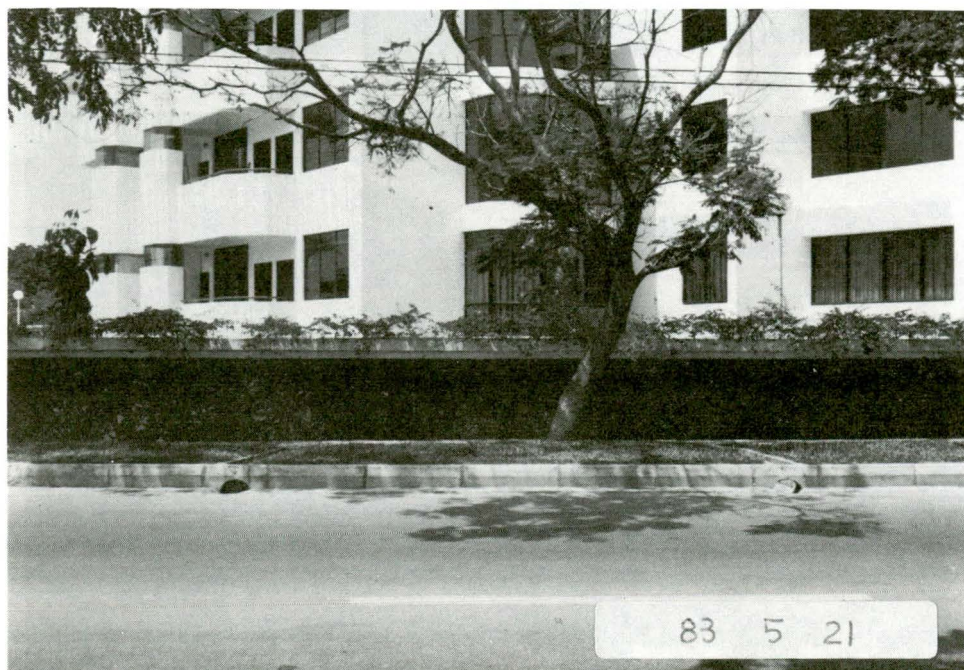
①道路の緑化

Garden City を強く印象づけるのは道路空間の緑化のすばらしさである。人々の最も目にふれる場所を積極的に緑化している。植樹帯も幅広く取られ樹木はのびのびと生長している。それと日本のように電線が空中ではなく地中ケーブルとなっているためである。その他道路に関係する緑化は次のようである。

- ・道路に面した1 m以上のコンクリートウォールの緑化

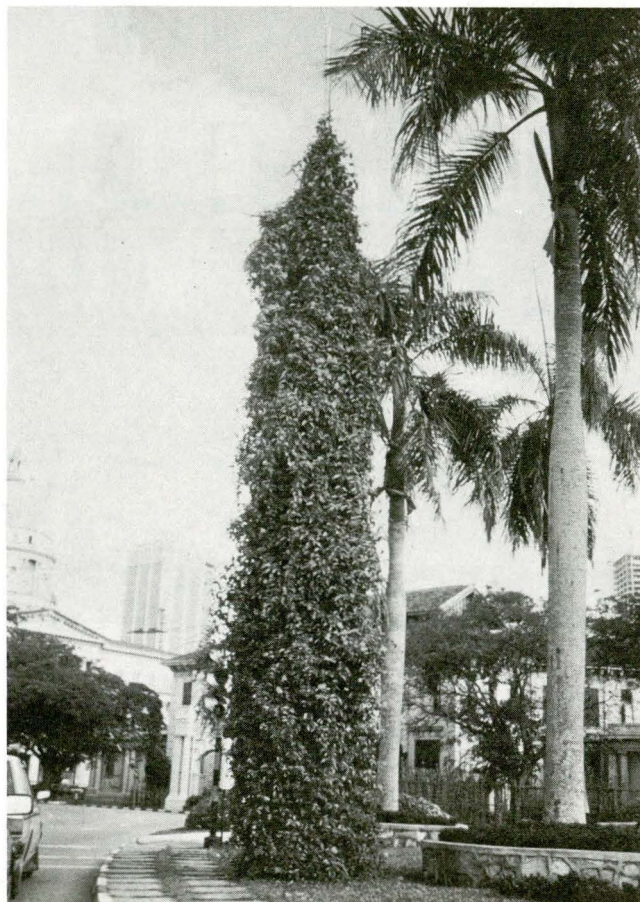


植栽後 2 ～ 3 ヶ月



植栽後 9 ～ 1 0 ヶ月

- ・ 街路燈につる植物をからませたランプポスト緑化



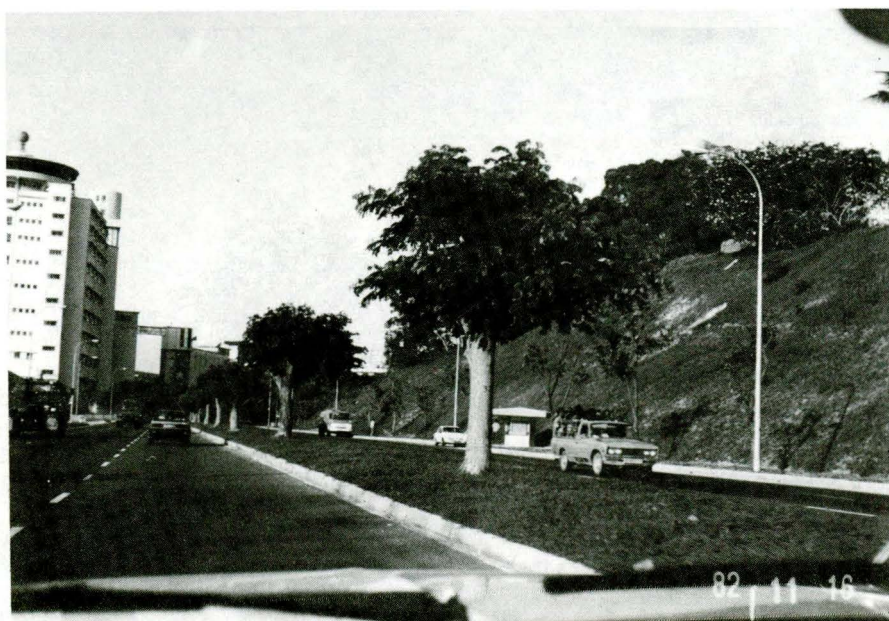
- ・ 歩道橋の両サイドに植栽ポットを付けたオーバブリッジの緑化



・インスタントツリーによる緑化

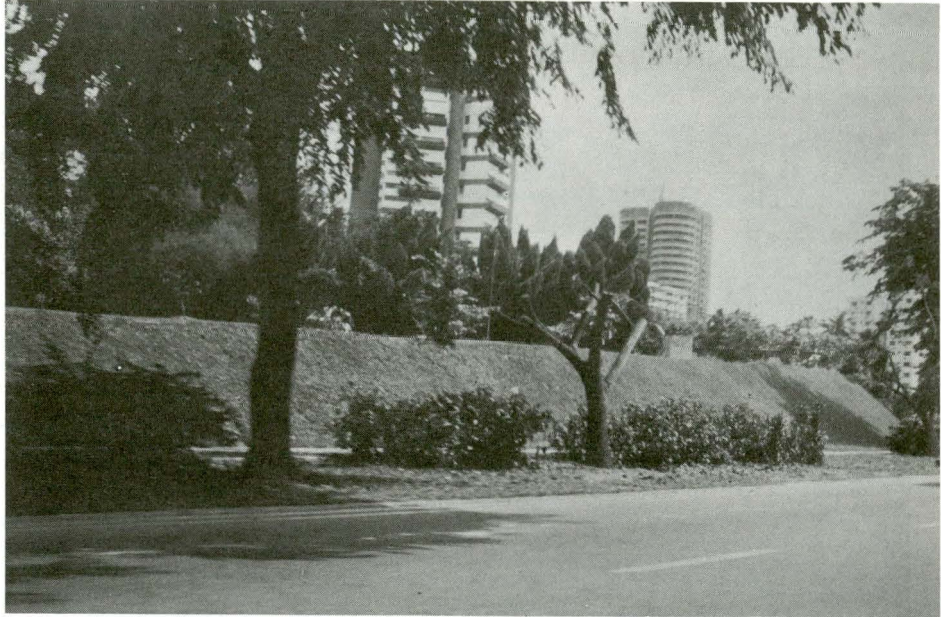


植栽後1週間



植栽後2.5ヶ月

- ・ 熱帯ならではの樹種の転換手法



- ・ アングサナの間に次の主木（レインツリー）を植栽しておく、3ヶ月ぐらいで枝が伸びた所で……。



3～4ヶ月後



- ・ アングサナを切り倒す、レインツリーが主木になる。

②樹木のための生育環境づくり

・エアレーションシステム

樹木へ水と空気が充分供給されることを考慮したきめのこまかいシステム。例、駐車場のパーキングスペースは穴あきのコンクリート板を用い芝生を植栽する。あるいは、道路からの雨水を側溝で本管に送る途中で雨水を植栽帯に浸透させる。

- ・ 樹木の植栽帯は最低 4 m を確保し、十分な生育スペースをさいている。

以上のようなきめの細かな緑化手法と生育環境づくりにその建設のいきどみを感じる。

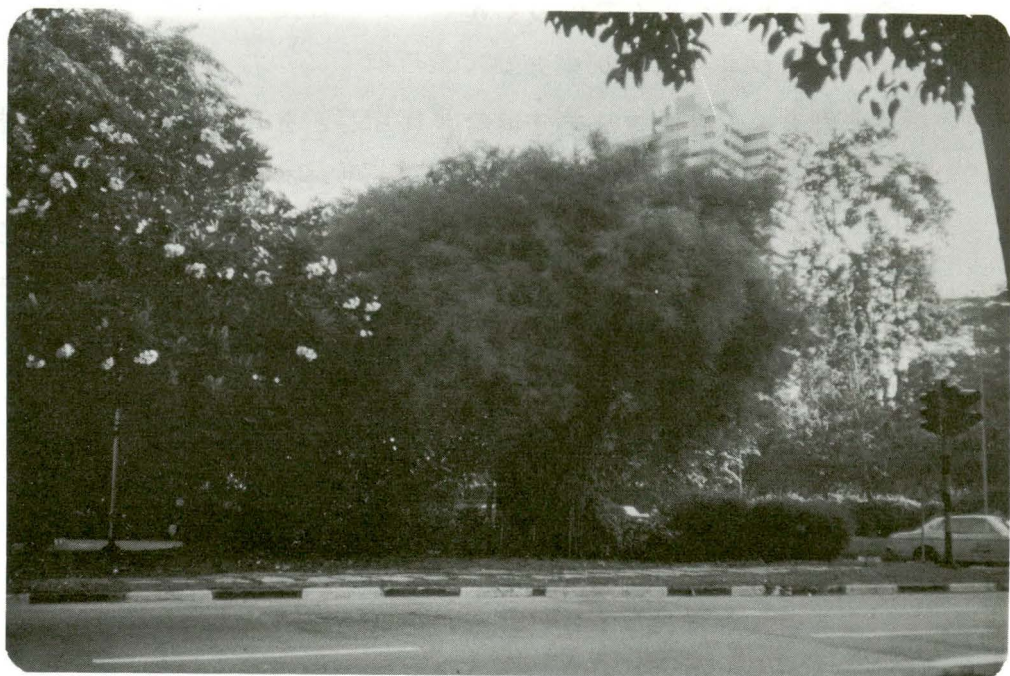
III Garden City の明日

最後に、我々の目から見た明日の Garden City の“あるべき姿”について提言してみたい。

1. 緑の量から質の充実へ

現段階の Garden City はフェイズ I (緑の量の時代) からフェイズ II (緑の質を追求する時代) への過渡期にある。この時期に必要なとされるのは部分の質の改善について全体もしくは系統的な発想から追求していく大局的な姿勢である。例えば道路景觀に個性をつくり出す努力などは全体から部分を発想する最も良い例である。

次に、公共緑化に際して竹類、カイズカイブキの類は使用が止められ、同時に現在植栽されていた竹類、カイズカイブキの類は切り倒されていった。緑の質とは何か……。植物は全て生きもので、落葉は当然生理現象として程度の差はあるが生じるものである。もちろんシンガポールに適した植物が選択されることは重要で、また樹木の審美性の判断は千差万別であるとともに、個人の趣好性が良く反映され安い。それだけに公園局は従来に増して独自の理念なり方針を堅持することが求められることになるろう。



伐採前（トラフィック・アイランドの個性を作っていた竹）



伐採後

一方、ユニークな緑化として知られているランプポストの緑化はランプポストの再塗装という維持管理の問題で最近取り除かれるものが多い、この種の緑化を行うとしたらランプポストは事前にメンテナンスフリーの素材（耐候鋼）を用いれば問題は生じない。維持管理と計画アイディアは常に一体のものという発想が必要である。

2 「緑」の協力関係から見た今後の展望

1983年、5月中曾根首相は植物園において日本の樹木苗木（クスノキ、クロガネモチ、タブノキ）の贈呈式を行い、シンガポール政府からはリップスティックパーム等の種子が送られた。この催物は今後の日本とシンガポールの緑の交流関係が新しい時代に入ったことを暗示させる。

現在までの「緑」の長期に渡る技術協力はシンガポール対日本という関係で「もの」づくりから「ひと」づくりへと変化してきた。今後の関係はこれまで培ってきたシンガポールと日本の「緑」の協力とその実績をふまえて、視点を点（シンガポール）からアセアン諸国という面へ技術協力の輪を広げる時代として展望できる。具体的なアイディアとしてはシンガポールはアセアン諸国の中で経済力、環境整備の実績（Garden Cityの実績）を背景に今後は周辺途上国へ援助する立場にあり、Garden Cityを実践してきたその経験を通じてアセアン諸国に技術移転を図る時代として位置づけられよう。シンガポールはすでに公園レクリエーション局においてアセアン諸国より毎年数名の研修生を受け入れている。しかしながらその研修内容は受け入れ体制が充実していないため十分な対応が出来ないでいる。アセアン諸国からの研修生は今後増加する傾向にあり、より充実した研修を行うためには制度的にはもちろん、同時に研修生のための器が必要である。

ここに、「アセアン緑化センター」というものが構想される。この器づくりには国際協力事業団（JICA）の第三国研修というシステムが適するものと思われる。日本とアセアン諸国が緑を通じて相互に友好と信頼をさらに深めえるものと信じる。この構想実現のためにはシンガポール政府と日本政府相互の理解が必要であり、我々もおよばずながら今後とも「緑」を通じた両国の友好のための努力をする所存である。

シンガポール通信事情

伊藤忠商事株式会社

高田 和昭

ここシンガポールはヨーロッパと極東アジアの中間に位置するという地理的優位性を生かし、古くから貿易の拠点として繁栄して来ました。ところが飛行機を中心とする運輸交通手段の進歩は時間と距離の概念を変え地球をどんどん小さくしています。そんな現在シンガポールの発展を支えているのは、その優れた通信設備であるといっても過言ではありません。ここではこのシンガポールの通信設備について簡単に触れてみましょう。

中近東やインド大陸を旅した方には経験がおありかと思いますがこれらの国では電話は仲々つながりません。日本やシンガポールで暮している私達にはわかり難い事です、実際には世界中で電話のつながる国は余り多くないのです。そんな中でシンガポールの通信設備は世界でも TOP-LEVEL にあります。これはもち論当地のテレコム の努力によるものですが国土が小さく国内の通信設備の整備に他国と比べ余り大きな労力がかからなかった事も事実です。又、余り知られていない事です、通信設備の殆んどは日本の通信メーカーが納入しており、ここでも日本製品の技術力の高さを示している訳です。電話ネット・ワークの中核である国内電話交換機は富士通/日立製作所等の製品ですし、衛星地上局/プッシュボタン電話器等は日本電気の製品です。又、毎日のビジネスに欠かせないテレックス端末は沖電気が納入しており日本の通信機メーカーの内、大手4社は全てシンガポールに大きな実績を持っています。

今、シンガポールには約80万台の電話器が設置されています。これは100人当り33台に相当し、日本の100人当り40台と比較しても余り遜色の無い高い普及率と言えましょう。他のASEAN諸国は全て100人当り1~5台程度ですし又、インド、パキスタン等では1台以下となります。又、現在電話を申し込めば通常2週間程度で設置されており長期に

わたる設置待ちの加入者は総加入者の0.5%程度です。又、南西アジア諸国との比較になりますが彼の国では10年以上も電話の設置を待っている加入者もあり電話を持つ事が一つのステータスシンボルになっています。もしこれらの国で自分の家にはプッシュボタン電話が2台あると言えば多分大変な富豪とってくれるかもしれません。

電話料金は基本料金だけで国内通話は無料です。この為、シンガポール人が来日した際、ホテルからかけた電話料金の精算でトラブルを起こすケースがある程です。実際にシンガポールの電話料金は他国と比較してもかなり安く、日本との国際電話でもシンガポールからかければかなり割安になります。又、最近急速にUSERが増えている自動車電話の料金も日本に比べれば約 $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{3}$ 程度です。現在一般の電話は全てプッシュボタン電話で追加料金無しでプッシュボタン電話を使える事等も考えてみると正にシンガポールは電話天国であると言っても過言ではありません。

このシンガポールの通信設備のシンボルがセントサ島にある衛星地上局です。セントサ島にはインテルサット用2局、インマルサット（海事通信）用1局の合計3局の衛星地上局があります。シンガポール最初の地上局であるインテルサット第1地上局（インド洋向け）が完成したのが1971年の事。当時はセントサもPULAU BLAKANG（死の島）と呼ばれ、未だ開発もされておらず悪戦苦闘の連続の工事だったと聞いています。工事中的エンジニアがイグアナに驚かされたり又、直径33mのパラボラ・アンテナ工事用の大型クレーンをセントサに輸送中、海に落してしまったり、今では笑い話になっている事も、工事中は大変な苦勞だったに違いありません。

太空を見上げるパラボラアンテナも今ではセントサに欠かせぬ風景になりましたが、完成当時は人々の目をひいたものです。ここで地上局を話す時、欠かせぬエピソードを御紹介しましょう。あの大きなパラボラアンテナは地上36,000 Kmにある通信衛星を追跡する為、いつでも少しずつ動いています。この為、アンテナの側に寄るといつでもモーター音がしています。ある日、セントサでゴルフを楽しんでいた政府の某高官が大事なパットをミスしてしまいました。辺りを見回すと衛星地上局の音が

します。これではパッティングに重要な精神集中が出来ないとアンテナの動作音を小さくする様、指示されました。大慌てで改善策を検討した結果、アンテナの回りに防音柵が作られました。今ではアンテナ音も小さくなり、パットが入らなかった時も地上局のせいにする訳には行きません。

国際通信のもう一つの大きな柱は海底ケーブル。この海底ケーブルの敷設でもシンガポールは極めて積極的です。現在、シンガポール——フィリピン、シンガポール——インドネシア、シンガポール——マレーシア——タイの3本の海底ケーブルが運用されています。又、シンガポール——香港——台湾、及びシンガポール——インドネシア——オーストラリアの2本の海底ケーブルの建設も決定しています。しかし、何と言っても極め付きは、シンガポール——フランス海底ケーブルです。このケーブルはインドネシア（メダン）、スリランカ（コロンボ）サウジアラビア（ジェッダ）、ジブチ、エジプト（カイロ）を結び、スエズ運河を経て、アレクサンドリア、シシリー島経由、マルセイユに抜ける壮大なもので言うならば現代のシルク・ロードとでも呼べるものでしょう。マルコ・ポーロ以来の夢だった、ヨーロッパとアジアの結合を今、こんな形で実現させた関係者の努力は本当に素晴らしいものだと思いますか。

さて、シンガポールの代名詞は公園都市——ガーデンシティ。緑の多い街角の佇まいは、思わず心安まるものです。この公園都市の美しさに一役買っているのが電話ケーブル、シンガポールには電柱が無く電話ケーブルは地下に敷設されています。これは英国式の都市造りの結果で言わば植民地時代の名残りですが雨が多く、又地面の低いシンガポールにとって非常に不利な方法です。この為、テレコムは電話ケーブルに高圧ガスを封入する事によりケーブルを湿気から守っており、雨が降るとしばしば故障する交通信号を考えればテレコムの努力は報われていると言って良いでしょう。

ここで郵便の話にも触れておきましょう。シンガポールの人口は約250万人ですが、東南アジアの経済の中心地にふさわしく、ビジネス・メールの多いシンガポールでは一日の郵便量は100万通にもなります。これは

日本で言えば横浜市に匹敵する郵便量ですが現在テレコムはほぼこの全量を手作業で処理しています。この為、テレコムは Chai Chee 地区に機械化された中央郵便局を建設中です。宛先を読み取り自動的に区分にする OCR 式自動区分機や音声認識装置、リモート・コントロールで動く無人ワゴン等を含んだこの中央郵便局が 1985 年に完成すれば、郵便の処理能力は飛躍的に向上する事でしょう。

今迄、紹介して来た様にシンガポールの通信設備は世界第一級のものです。しかしエレクトロニクスの進歩は目覚しく通信機器も常に進歩が続いています。テレコムもこの最新鋭の施設導入に努力しています。最新鋭のデジタル交換機や光通信システムがその例であり、又自動車電話、会議電話 System、Teleview サービス等、新サービスの導入にも積極的です。この通信先進国に住める幸せをかみしめ、今日は太平洋を越えて日本迄、国際電話をかけてみませんか。

シンガポールにおける“積極的”健康管理

デルカプロダクション

盛 秀 孝

国際都市シンガポールに在往している日本人の皆さんは、毎日暑い中、ビジネスにいそがしいと思いますが、体の健康管理はどのようになさっていますか。

先ず私達、日本人は、長年、四季に合わせて体の管理をしてる民族です。急に一年中、熱帯のシンガポールに住み日本では、かからない病気にかかり心配してる人も居るのではないかと思います。もう一度、日本と異なる熱帯でどうすれば健康管理をすれば良いか考えて見たいものです。

日本と違い仕事の責任範囲が広く、一人で何から何までやらなければならず、ついつい残業が多く睡眠不足、ストレスが溜まり、ついにはダウンした等と話しを聞きます。また、金曜の深夜までマージャンに興じ、土曜の朝早くからゴルフへ出かける等と話しを聞くと、もう少し余裕を持った遊び方をしたら良いのではと考えてしまいます。

事務所の中はエアコンが効き過ぎ、急に外へ出かける等、温度差がはげしく体の疲れも多く、特に汗をかく回数が多く、塩分不足やカルシウム不足になりやすく、体調を崩し、体がだるい等と思っている人も多いはずで。特にカルシウム不足になると神経がイライラしたり、精神不安定になりやすいと聞きますので十分に栄養のバランスを取るべきだと思います。

医者に聞くと十分に睡眠を取る事と、必ずスポーツをする事が必要だと言いますが、スポーツを何でも良いから週三回以上するのが理想ではないでしょうか。特にシンガポールには、日本と比べ物にならないほど、スポーツ施設が多く、身近にあり、料金も安く、私達、日本人は忙しいとはいえもっとスポーツをする機会を作るべきだと考えます。



家族で駐在してる人は、家族ぐるみのスポーツで健康管理していますが、独身者、単身者は、自分で自分の健康管理をしなければならず大変です。しかし、せめて一週間の生活のスケジュールを作り、それに添って生活をしたり、友達の輪を広げるべく水泳やテニス等のスポーツをする様、努力してもらいたいものです。

独身者や単身者のなかには遠く日本から離れ、さびしさや言葉の悩み等で精神的に滅入り、深酒をしたり、熟睡出来ず体のだるさが長く続き、最後に肝えんにかかり、日本へ戻ったりと、せっかくの海外勤務もダメになった人も居るそうで独身者、単身者は特に体の管理に気をつけていただきたいものです。

睡眠時間は日本では六時間前後で充分だったと思いますが、一年中暑いシンガポールでは最低でも八時間は睡眠していただきたい。

自分でも気がつかないうちにストレスが滞まりイライラしたり、体の調子が悪ければまずは医者に見て貰うのが先決だし、無理せず、ここは日本では無くシンガポールなんだと頭の中に入れ、ガツガツ働くのも考えていただきたいものです。

ある建設会社の支店長に「あなたの健康管理はどうしてですか……」と聞きましたら「まず、たっぷりと睡眠を取り、一週間に一度は頭の中からっぽにし、ゴルフをしています。また必ず、土曜日か日曜日は昼寝をします」と答えておられましたが、昼寝を一時間ほどするのも体の健康には、良いと思います。

またある商社マンは、「いくら接待で遅くなっても、十一時までには家に帰り、シャワーを浴び、ベッドの中で本でも読んで、仕事の事は考えない様にしています」と話していました。日本人は家まで仕事を持ち込む人が多いと思いますが、時には、仕事を離れのんびりと家族で食事に出かけたり、スポーツに興じたり、もう少し海外在住をエンジョイしても良いのではないのでしょうか。さてスポーツですがシンガポールでは、日本では考えられない位、スポーツ施設やスポーツの種類も多く、特にマリン・スポーツは一年中楽しむことが出来、安い料金で利用出来る様です。日本ではなかなか出来ない Polo や乗馬等もその気になれば簡単に練習が出来ます。日本では出来ないスポーツをせっかくの海外駐在中に覚え大いに楽しむのも良いものです。

最近では、シンガポールにも本格的なアスレチック・クラブも出来、サラリーマンのなかには会社の帰りに、一時間か二時間位数多くのトレーニング・マシンを使つて汗を流しておられる方もいらっしゃいます。またアメリカン・インストラクターのいる所もあり、色々と、体力作りに協力してくれています。サウナやプールもあり、一石二鳥の体力作りが出来る様です（ヨーク・ホテル内、ノーチラス・トレーニング・センター等）。さて、シンガポールにお住いでしたら是非、テニスを覚えたいかですか。日本とは比べものにならないほどコートも多く、料金も安く、予約も簡単に出来、楽しめます。

場所によっては、コーチもおり、安い料金でコーチしてくれています。

ナイター施設のあるコートもあり、会社帰りにプレイしている方も良く見かけます。

また、テニスコートのあるマンションも、たくさんあり、安くいつでも

利用出来ると思いますので、大いに利用したらいかがでしょうか。プールも、たくさん有り、常夏のシンガポールでは一年中泳げ、体力作りには最も適したスポーツだと思います。

海でも良しパブリック・プールでも、マンショにでも、至る所にプールがあり、気軽に利用出来、安上りのスポーツです。

全身を使用し家族でも楽しめるので最高の体力作りのスポーツだと思います。さて、ビジネスマンが良くやるスポーツの代表的なスポーツ、ゴルフ、これもシンガポールでは、一年中プレイ出来、ありがたい事です、無理せず、アルコール等は飲まないで汗を出すのが良いと思います。

最近、良く聞くのは帰りのドライブ中、交通事故にあった等と話を聞きますが、もう少し余裕を持って、プレイ後、クラブでゆっくりしてから帰つても良いと思うのです。プレイの後、エアポートに日本からのお客様を迎えに行く等、過密スケジュールは禁物です。

他に日本では、なかなか出来ないスポーツで、水上スキーが気軽に安く出ます。場所は、ボンゴールとセンバワンで、一時間でS \$ 50位でトラ



イ出来、仲間や家族で、楽しむと安く上ります。

スカッシュ・コート等も各所にあり、シンガポールには、本当にたくさ

んのスポーツ施設があり、日本では考えられない程、気軽にプレイ出来ますので、体力作りに家族のスポーツにと大いに楽しめます。

要はスポーツでは無く、自分の健康管理は自分で気をつけなければと言う事です。

一週間の内に1日～2日は酒を飲まず、水泳もしくは、のんびりと過ごすのがなによりの健康作りだと考えます。

今後も、皆さん、健康に気をつけ南国の良い思い出を作りましょう。



1984年度NWCガイドラインについて

シンガポール日本商工会議所

このたび1984年度NWCガイドラインが公表されましたので、その勧告文を以下に掲載します。

18 May 1984

Mr. Lee Kuan Yew
Prime Minister
Singapore

Dear Mr. Lee

1984 NWC GUIDELINES

Style of Deliberations

Wage negotiations in the 13th Session of the NWC were carried out at the national level directly between employer and union representatives.

As in last year, the Government representatives played a low-key role in the deliberations.

The overriding concern of the NWC has always been to arrive at a realistic and equitable wage increase guideline, given current and expected economic and market conditions. It must be noted however that in recommending the national wage increase guideline, the Council took only the overall conditions in the economy into consideration. Employers and unions should therefore take into account the different conditions facing their companies in implementing the guideline.

Economic Performance and Outlook

The Singapore economy fared better than expected in 1983. Real GDP grew by 7.9%. Real productivity increased by 5.2% as compared to 1.1% in 1982. Inflation, as measured by the consumer price index, rose by only 1.2%.

The NWC notes that while the overall economic performance in 1983 was good, there were also certain aspects which were not encouraging.

Domestic exports grew by only 0.2%. The tourism sector did not perform well last year with a fall in the number of tourist arrivals and a decline in the hotel occupancy rate. The manufacturing sector showed a marginal growth of 2.1%. Domestic demand factors accounted for a large proportion, 45%, of the growth in GDP in 1983.

The Singapore economy is expected to show a better performance in 1984. When compared with the first quarter of 1983, our real GDP grew by 9.9% in the first quarter of 1984 while domestic exports increased by 20.9% and real productivity by 7.4%. With the upturn in business conditions, an overall higher demand for labour is expected this year and the low unemployment rate is expected to fall further. The average rate of increase in the consumer price index for the first four months of 1984 compared with the same period last year was 2.9%.

The NWC notes that as the economy picks up, our wage policy should not be such as to retard or destroy the momentum of the economic upturn. The international competitiveness of Singapore's exports must be maintained if sustained economic growth is to be achieved. To remain competitive, economic restructuring in the form of skills upgrading and technological improvements must be relentlessly pursued. Wage increases have to be related to productivity performance.

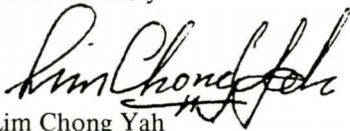
Wage Increase Guideline for 1984

The NWC again recommends a wage-range guideline for 1984. This is to provide for greater flexibility in the direct wage increase negotiations between employers and unions.

For 1984 (1 July 84 to 30 June 85), the NWC recommends a wage increase guide-range of \$27 + (4% to 8%) with full offsetting on a group basis. In pure percentage terms, the guide-range works out to be between 8% and 12%, with a mean wage increase of 10%. The Council arrived at this wage increase guide-range of \$27 + (4% to 8%) unanimously after examining relevant factors including the nature and rate of economic growth, Singapore's international competitiveness, productivity performance, inflation, labour market conditions and economic restructuring.

The NWC hopes that the recommended wage increase guide-range for this year will continue to serve as a useful bench-mark for wage settlement between employers and their employees or their unions as in the past.

Yours sincerely



Lim Chong Yah

CHAIRMAN, NATIONAL WAGES COUNCIL

(PROFESSOR OF ECONOMICS & HEAD, DEPARTMENT OF ECONOMICS & STATISTICS,
NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE)

(備考)

本勧告の審議に際しては、下記3名の方がシンガポール日本商工会議所の代表として参加されました。

(MEMBER) 水戸 清氏 (HITACHI ZOSEN ROBIN DOCKYARD
PTE. LTD.)

(ALTERNATE MEMBER) 大塚 泰氏 (CHIYODA SINGAPORE PTE. LTD.)

(ALTERNATE MEMBER) 後藤 敏邦氏 (TOMY (S) PTE. LTD.)

Halq

会 員 紹 介

* TOKYO SANGYO (S) PTE LTD

(東京産業シンガポール (株))

所 在 地 : 151 Chin Swee Road #06-14,
Manhattan House,
Singapore 0316

電話番号 : 7335877/8

設 立 : 1977 年 4 月 (登記、操業)

形 態 : 駐在事務所

代 表 : 古田中 武彦 (取締役)

Mr. T. Kotanaka (Director)

従業員数 : 6 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容 : ・ Coffin 給水ポンプ販売、サービス (含部品)

代理店 (U S A 製)

・ 小坂 Screw Pump サービス代理店 (含む体部品)

・ 各種 Marine Equipment 及び部品販売……各大手船会社他

・ 一般産業機械

} 各大手
造船所

[会社の特色]

Singapore の立地条件を利した修繕船業に伴い発展して来たが、
oil 市況の悪化により市場は低迷しているが、今後は商社活動に力を入
れる方針。

* KOSE PTE LTD

(高絲私人有限公司)



所 在 地 : 22 Pasir Panjang Road #05-18
PSA Multi-Storey Complex,
Singapore 0511

電話番号 : 2735122 (8 Lines)

設 立 : 1971 年 8 月 (登記、操業)

形 態 : 合 弁

代 表 : 二村 進

Mr. S. Nimura (Managing Director)

従業員数 : 119 名、日本からの派遣社員 2 名

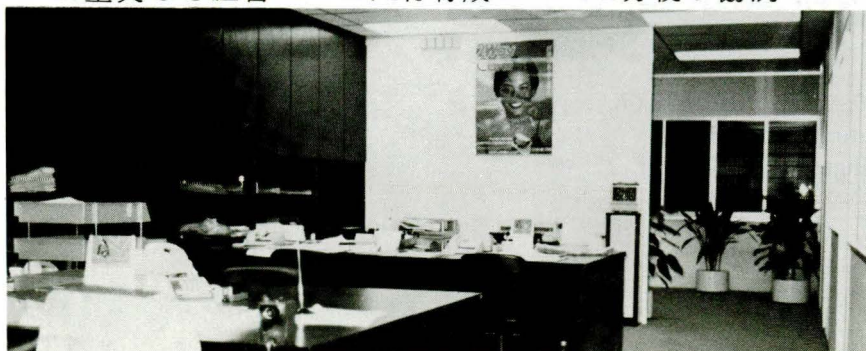
事業内容 : Import, Wholesale & Retails of "KOSE COSMETICS"

All goods are imported from Kobayashi Kose Co Ltd, Tokyo, Japan

〔 会社の特色 〕

経営六大方針

- | | | |
|-----------|---------|------------|
| 1. 優秀な商品 | 2. 共存共栄 | 3. 正しい P R |
| 4. 堅実なる経営 | 5. 人材育成 | 6. 労使の協調 |



* FUJI OIL (SINGAPORE) PTE LTD

(不二製油 (シンガポール))

所 在 地 : 45 Senoko Road, Singapore 2775

電話番号 : 7581801 (5 Lines)

設 立 : 1981 年 1 0 月 (登記) 1984 年 1 月 (操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 村瀬 幸市

Mr. K. Murase (Managing Director)

従業員数 : 6 0 名、日本からの派遣社員 1 0 名

事業内容 : 製菓用油脂 (チョコレート用油脂)、ハードバター類 (Coco Butter Equivalents, Coco Butter Replacer) 及び特殊用途食用油脂類その他食用植物油脂。

[会社の特色]

3 0 年間に亘り日本において独自の技術にて開発し、販売生産して来たチョコレート用油脂及び特殊用途食用植物油脂を当地において生産し世界への輸出拠点とする。

* TOKAI OFFSHORE CORPORATION

(東海サルベージ株式会社)



所 在 地 : 10 Anson Road #22-06A,
International Plaza,
Singapore 0207

電話番号 : 2225711

設 立 : 1983 年 9 月 (登記)

形態：支店

代表：平山 青史（シンガポール支店長）

Mr. S. Hirayama (Branch Manager)

従業員数：6名、日本からの派遣社員1名

事業内容：海洋資源開発に伴うサプライポート、調査船、作業船の運航及びパイプライン、海底ケーブルの佈設、埋設工事等。

〔会社の特色〕

タイ、マレーシア、ブルネイに現法、合併会社を設立、インドネシア化されてゆく各国の政策に答え、海洋開発に寄与すべく努力してゆきたい。

理事会の動き

1984年5月8日

午後12時30分～

場 所：シンガポール日本商工会議所

議事に先立ち黒岩理事、後藤理事および片山オブザーバーより帰国、
転勤のごあいさつがあり、引続きご臨席いただいた朝海公使からごあい
さつがあった。また、黒岩理事のご後任の吹野勝重氏からもごあいさつ
があった。

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 1983年度事業報告（案）について

事務局原案に「労使関係セミナーを今後5年間にわたり実施する
ことを去る84年2月の理事会で決定した」旨追記することとなっ
た。

(2) 1983年度収支決算及び1984年度収支予算（案）について

原案通り承認された。

(3) 1984年度年次総会次第（案）について

原案通り承認された。

(4) AUDITOR の選任と AUDITOR FEE について

AUDITOR として引続き TEO ENG TIAN & CO. を任命し AUDITOR
FEE を S\$ 800（現行 S\$ 600）にすることとなった。

(5) 顧問内規の改定について

原案通り承認された。

(6) HON SUI SEN MEMORIAL LIBRARY FUNDについて

HON SUI SEN MEMORIAL LIBRARY FUND COMMITTEE から依頼のあった寄付協力については、同 COMMITTEE の手紙のコピーを会員に送付してその趣旨を伝え、趣旨にご賛同の方に直接同 FUND COMMITTEE 宛て寄付いただくこととなった。

(7) 本所理事定数の増員について

水戸会頭から「本所理事定数の増員には、手続きが1年近くかかるので、実情調査の上、理事定員増の必要性の有無を運営担当理事会にて検討してほしい」との提案があった。

3. 報 告 事 項

(1) 労使関係セミナーの進捗状況について

事務局より、7月1日から8日までの間、日本にて開催予定の標記セミナーへの応募状況を報告することともに、明日選考委員会を開催し、応募者の中から10名の派遣者を選ぶ旨報告した。

(2) 部会・委員会等開催報告

① 部 会

4月24日(火)	第2工業部会
4月26日(木)	ゴム分科会
5月4日(金)	第2工業部会幹事会

② 委 員 会

4月18日(水)	労使関係セミナー推進委員会
4月25日(水)	"
4月19日(木)	経営研究委員会
5月7日(月)	広報委員会
4月16日(月)	第1回選挙管理委員会

③ 懇 談 会 等

4月14日(土)	正副会頭・運営担当理事合同会議
4月25日(水)	留学生問題懇談会
4月27日(金)	IBC-TRIO'84 招請チーム

4 月 2 8 日 (土) IBC-TRIO'84 招 請 チ ー ム
5 月 2 日 (水) 3 機 関 連 絡 会 議
5 月 3 日 (木) 運 営 担 当 理 事 会
5 月 7 日 (月) 内 部 監 査

(3)石油化学工業調査団の来星について

田本理事より、標記調査団が5月17日から19日まで来星し、
この間、商社連合と石油化学品部会との共催により5月18日に夕
食会を開催する予定である旨報告された。

4. 入 ・ 退 会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定し
た。

(1)入 会 (6 件)

** SEIKEI FREIGHT SERVICES PTE. LTD. _____ “C”
** JAPAN TOBACCO INTERNATIONAL CORPORATION. _____ “B”
** FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD. _____ “B”
** KOSE PRIVATE LIMITED. _____ “A”
** TOKAI OFFSHORE CORPORATION. _____ “C”
** TOKYO SANGYO SINGAPORE PTE. LTD. _____ “B”

(2)退 会 (1 社)

** TECHNOLOGY TRANSFER INSTITUTE

5. 会 計 報 告

吉永財務委員より1984年4月分の会計報告があり、異議なく承認
された。

以 上

5 ～ 6 月 主 な 経 済 記 事

5 月 8 日 ○ シンガポールの教育制度は日米両国の方式を折衷したものに近いが、日本方式により近い制度といえる。

日米両国の教育制度に関する 2 つの報告書が 5 日シンガポール教育委員会に提出されたが、Tay Eng Soon 教育担当国務相は同報告書に関して以上のようなコメントを行った。

同相によると、シンガポールの教育制度は自由放任型の米国方式と高度管理型の日本方式のいずれか一方だけを採用せず、その中間の道を模索しているが、現行制度は比較的に日本式に近いものである。シンガポールは今日、分流方式により高度な能力をそなえた学生と通常的能力をそなえた学生に異なるコースを歩ませ、より高い教育効果の達成を目指しているほか、倫理教育に力をいれているという。

14 日 ○ 当地のリース業界は政府がリース契約に含まれる補償条項 (indemnity clause) を削除するよう規定するかもしれないと懸念を感じている。

同条項のもとで、借り手つまり装置ユーザーはリース契約終了時にリース装置の残存価値と売却価格の差額を貸し手に支払うことを保証している。借り手は同装置を買い取る場合には、直接この差額を貸し手に支払わなければならない。買い取らない場合には、リース契約満了とともに同装置は公開市場で売却され、売り値が残存価値を下回る場合には、その差額をやはり借り手が支払わなければならない。

しかし、補償条項が撤廃された場合、貸し手は予想される差額をカバーするために保険をかけておく必要が生じる

が、この残存価値保険は保険料が保険金額の5～10%と非常に高いうえ、保険会社もシンガポールの中古品市場が狭く再販しにくいことなどから保険引き受けに消極的、といった問題がある。こうしたことから、貸し手のリース業界は政府の同条項撤廃意向に脅威を感じている。

82年度政府予算案発表の際トニー・タン通産相は販売契約とリース契約を区別し、もしリース契約中または同契約終了時に装置の買い取りを認める場合には、同契約は純粹のリース契約とはみなされない、としていた。

このように“買い取りオプションなし”（ノー・オプション）でリース契約が結ばれた場合、貸し手側にとっては補償条項を挿入する必要性が高まるが、そうするとノー・オプションの精神に反することになる。

シンガポール・リース業協会（LAS）では通産相の1982年度予算発表の直後すでにリース業ガイドライン案についての見解を通産省に提出していたが、上記の補償条項問題は同案をめぐる通産省とLASの最近の会議で提起されたという。

16日 ○シンガポール政府民事サービス部門は過去4年間に3546人の大卒者を採用、その人材獲得面での力量を証明した。

統計によれば、政府は1980年987人、1981年801人、1982年858人、1983年900人の大卒者を文官として採用している。

こうした大量の大卒者を吸引し得た最大の理由は一昨年政府がその民事サービス部門の給与水準を大幅に引き上げたことに由来すると見られる。

政府は1982年5～6月に1級公務員の給与5.24～2.4%、2級公務員の給与を13.53～22.17%、3級公務員の給与を4.4～17.6%引き上げたが、同調整によって民事サービ

ス部門の給与条件は民間のそれと遜色がなくなった。このため過去2年間に政府高級職員の民間流出現象も減少している。

また、1～2級公務員の募集に応じた大卒者中には多くの民間就業経験者が含まれ、その勤務期間は数年からわずか2～3カ月までと各様だった。

- 24日 ○政府の自動化とロボット導入奨励策のもとで自動化とロボットに関するコンサルタント会社の設立が相次ており、経済開発局（EDB）の調べによると、すでに63社を数えている。これらのコンサルタント会社のほとんどはこの1年間に設立されたものである。

またロボット販売会社もこの1年で急増し、今では27社が日本製ロボットの販売にしのぎを削っている。

このようにロボット・コンサルタントと販売会社が増えたことで、労働力不足対策と国際競争力強化のためにロボットへの関心を強めていた潜在的ユーザーの間にロボットへの理解が進み、市場は急速に拡大しつつある。

例えば、シンガポールの工場におけるプログラム作り替え可能なロボットの設置台数は昨年中に60台に倍増し、マニピュレーターの設置台数に至っては82年の200台から昨年末には500台と2倍半に急増している。

EDBによると、最近のロボット・ユーザーの注目すべき傾向はロボット導入決定にあたって投資コストよりむしろ、製品品質の一定性といったロボット使用の質的メリットに考慮を払うようになったことだ、という。

- 28日 ○貿易開発局（TDB）の24日付発表によると、ASEAN 特惠貿易協定のもとで、シンガポールからのASEAN諸国向け輸出品のうち新たに33品目に現行関税の20～30%に及ぶ特惠関税マージンが認められ、また、すでにPTA

のもとで特惠扱いを受けている 7 品目にも 10～15% の追加マージンが認められるようになった。

これら 40 品目への特惠関税供与は第 15 回および第 16 回 ASEAN 貿易観光委員会会議で合意されていたものだが、このほどようやく実施に移されたもの。

ASEAN 特惠関税率の適用を受けるには原産地証明が必要であり、関連手続きについての問い合わせは貿易開発局 Export Certification Unit で受け付けている。

6 月 4 日 ○貿易開発局 (TDB) は輸入カーラジオとカーカセットレコーダーをシンガポール製品として違法に欧州向けに再輸出している輸出業者と製造業者に対して警告するとともに、これまで当地の 5 つの商工会議所で行なわれてきた欧州向けこれら品目の原産地証明発行業務を今後 (6 月 1 日以降) は貿易開発局だけが行なうと発表した。

TDB の新規則により、カーラジオとカーカセットレコーダーの製造・輸出業者は今後その原産地証明を申請する場合、製造コスト明細を TDB に提出しなければならない。ちなみにカーラジオとカーカセットレコーダーがシンガポール製として認められるためには工場出荷価格の少なくとも 45% 分が地元製でなければならない。

TDB によると、当地の若干の企業が主に香港、韓国、台湾からこれら品目を輸入し、シンガポール製品として欧州に再輸出している。これは欧州からこれら諸国に課せられた輸出クォータを免れるために行われているものだが、1966 年輸出 (原産地証明および英連邦特惠証明) 規則に違反する行為である。(シンガポール製のこれらの品目の欧州向け輸出にも数量割当が課されている。)

昨年シンガポールは約 170 万台、1 億 2800 万 S ドルのカーラジオとカーカセットレコーダーを輸出、そのうち

6300万Sドル余がECおよびEFTA諸国向けの輸出だった。

なお、TDBは先に台湾製衣料品をシンガポール製として米国向けに違法に再輸出していた業者3社の対米輸出クォータを取り消している。

- 7日 ○シンガポールとインドネシアの貿易は70年代末から急激な伸びを見せており、昨年の往復貿易額は78年の3.9倍、80年の2倍近くに達している。しかし収支は史上初めて逆転し、インドネシア側の入超となった。

シンガポール政府は対インドネシア貿易を発表していないが、シンガポール国際商業会議所（SICC）がインドネシア統計局の数字に基づいてレポートしているところによると、両国貿易の動向は次の通りである。

昨年の両国往復貿易額は65億9240万USドルに達し、前年比11%増加した。これをSドルに換算すると130億Sドル以上になり、インドネシアはシンガポールにとって日本に次ぎ第4位の貿易パートナーとなっている。

シンガポールの昨年のインドネシア向け輸出は34億6450万USドルと前年比23%増加したが、輸入は31億2790万USドルで前年比0.2%増にとどまった。

両国貿易は輸出入とも原油製品で大半が占められている。貿易の収支は82年までずっとインドネシア側の出超に転じた。

SICCは両国貿易のパターンについて、伝統的にシンガポールはインドネシアから原料を輸入して加工・再輸出してきたが、近年インドネシアが自国での加工と直接輸出を拡大するにつれシンガポールの原料輸入比率が低下、逆にインドネシアの工業化と購買力向上に伴い資本財と消費財のインドネシア向け輸出が急増していることを指摘、今後

Batam島開発の促進により資本財（とくに建設機械）と技術サービスのインドネシア向け輸出が増え続けるだろう、と予想している。

なお、シンガポールとインドネシアは貿易統計の基準が違うので、統計数字の解釈にあたって注意が必要である。インドネシアでは輸入は生産国別に分類されており、例えば日本製品がシンガポール経由で輸入された場合には日本からの輸入として分類されるが、シンガポールの統計では日本からの輸入、インドネシアへの輸出として記録される。

輸出についてはインドネシアは最終仕向先別に分類しており、例えばインドネシア製品がシンガポール経由で日本に輸出された場合にはインドネシア統計では日本向け輸出として計上されるが、シンガポールの統計ではインドネシアからの輸入、日本への輸出とされる。

また引用された統計局の数字は通関輸出入申告に基づいており、バーター取引を含んでいない。（別表参照）

SINGAPORE/INDONESIA TRADE TRENDS
1981 - 1982
(U.S. \$ Million)

Year	Indonesia's Imports from Singapore \$	Indonesia's Exports to Singapore \$	Indonesia/Singapore Trade \$	Trade Balance \$
1961	16.7	163.4	180.1	+ 146.7
1962	13.1	146.1	159.2	+ 133.0
1963	4.8	103.3	108.1	+ 98.5
1964	0.2	2.8	3.0	+ 2.6
1965	—	5.6	5.6	+ 5.6
1966	1.3	18.0	19.3	+ 16.7
1967	17.3	65.7	83.0	+ 48.4
1968	33.6	118.3	151.9	+ 84.7
1969	39.8	147.1	186.9	+ 107.3
1970	56.8	171.9	228.7	+ 115.1
1971	69.0	160.8	229.8	+ 91.8
1972	102.0	133.7	235.7	+ 31.7
1973	133.8	341.0	474.8	+ 207.2
1974	248.3	555.6	803.9	+ 307.3
1975	343.2	632.7	975.9	+ 289.5
1976	549.8	643.9	1,193.7	+ 94.1
1977	533.4	1,003.6	1,537.0	+ 470.2
1978	453.2	1,241.0	1,694.2	+ 787.8
1979	536.4	1,963.8	2,500.2	+ 1,427.4
1980	936.3	2,483.5	3,419.8	+ 1,547.2
1981	1,243.4	2,894.1	4,137.5	+ 1,650.7
1982	2,819.0	3,120.9	5,939.9	+ 301.9
1983	3,464.5	3,127.9	6,592.4	- 336.6

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (12th June 1984)

* HITACHI CREDIT CORPORATION

Singapore Branch

Mr. H. Uchiyama (General Manager)

18 Pasir Panjang Road #01-03

PSA Multi-Storey Complex

Singapore 0511

Tel: 2786177

* TOKYO TESTING MACHINES MFG. CO LTD

Singapore Representative Office

Mr. R. Tsuboi (Director)

36 Robinson Road #17-00

City House

Singapore 0106

Tel: 7774345

* DAI-ICHI HOTEL (SINGAPORE)

(HARBOUR VIEW HOTEL PTE LTD)

Mr. H. Kito (Chief Area Representative)

51 Anson Road #05-53

Anson Centre

Singapore 0207

Tel: 2241133

* TAIYO TOY (S) PTE LTD

Mr. T. Utsuno (Managing Director)

18 Pasir Panjang Road #06-18/34

PSA Multi-Storey Complex

Singapore 0511

Tel: 2711181 (4 Lines)

* SONY PARTS CENTRE (SINGAPORE) PTE LTD

Mr. K. Ueno (Managing Director)

8 Jalan Kilang Timor #02-05

Kewalram House

Singapore 0314

Tel: 2739211

* MEIKO KAIUN KAISHA, LTD

Mr. A. Kato (Chief Representative)

49 Shipyard Road

Jurong

Singapore 2262

Tel: 2656311

**** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO**

*** TOKO LABORATORY CO LTD**

120 Hillview Avenue #04-04

Kewalram Hillview

Singapore 2366

Tel: 4695833

*** SHIZUOKA YAJIMAYA SINGAPORE PTE LTD**

68 Orchard Road #03-39

Plaza Singapura

Singapore 0923

Tel: 3363053

*** MITSUKOSHI SINGAPORE PTE LTD**

10 Anson Road #29-12

International Plaza

Singapore 0207

Tel: 2259166

*** THE FUJI FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD**

c/o Reinsurance Management Corporation of

Asiz (Pte) Ltd

21 Collyer Quay #07-00

The Hong Kong Bank Building

Singapore 0104

*** KOWA TRADING COMPANY (S) PTE LTD**

1 Shenton Way #10-06

Robina House

Singapore 0106

*** FUJITSU LIMITED**

16 Raffles Quay #27-01A

Hong Leong Building

Singapore 0104

Tel: 2240159

*** JAST TECHNIQUES PTE LTD**

150 Orchard Road #09-03

Orchard Plaza

Singapore 0923

Tel: 7325122/3

**** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE**

*** ASAHI ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE LTD**

From Mr. S. Matsumoto to Mr. T. Sano

*** NISSEI DENKI PTE LTD**

From Miss K. Tsunoda to Mr. T. Watanabe

*** HITACHI ELEVATOR ENGINEERING (SINGAPORE) PTE LTD**

From Mr. Y. Asamura to Mr. A. Itakura

*** SINGAPORE TAKADA INDUSTRIES PTE LTD**

From Mr. T. Yano to Mr. H. Terao

*** TORAY INDUSTRIES (SINGAPORE) PTE LTD**

From Mr. Y. Konishi to Mr. H. Igarashi

**** CHANGE OF COMPANY'S NAME**

*** DIATRANS FREIGHT FORWARDS PTE LTD**

From Mitsubishi Warehouse & Transportation Co Ltd

To Diatrans Freight Forwards Pte Ltd

*** EBARA ENGINEERING SINGAPORE PTE LTD**

From Ebara Corporation

To Ebara Engineering Singapore Pte Ltd

*** TORAY INDUSTRIES (SINGAPORE) PTE LTD**

From Toray Industries (Asia) Ltd

To Toray Industries (Singapore) Pte Ltd

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要(1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
民事法	S\$ 5
刑法(暫定規定法)	S\$10
公益事業法	S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$30
	(会 員) S\$15

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション (改訂版).....(非会員)	S\$ 40
(会 員)	S\$ 20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律15号(経済拡大奨励法改正法)1979年	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正(1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令	S\$ 5
シンガポールとの租税(所得)条約	S\$ 5
法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$15

会社法

法律第1号(共和国会社法改正)1970年	S\$ 5
法律第4号(共和国会社法改正)1974年	S\$ 5
法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)	S\$ 5
法律16号(会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法.....(会 員)	S\$60
シンガポール共和国会社法.....(非会員)	S\$70

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S\$ 15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 10
建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975 年水質汚染規制及排水法	S\$ 10
1971 年海洋汚染防止法	S\$ 5

労働関係

シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$ 30
労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1983 年)	(会 員)	S\$ 15
	(非会員)	S\$ 30
月報 (各月号)		S\$ 8
国際比較統計要覧		S\$ 5

編集後記

私事で恐縮ですが、10年前、ボリビアに初めて海外出張した時のことです。当地での商品説明会を終え、ブラジルのマナウスに発つべく、空港に行ったんです。チケットに書いてある時間より、一時間半前に空港に着き、ポーターにカウンターを尋ねると、何と、“サリダ！”（飛行機はでちまったよ！）と一言。そんな、ばかな、昨夜時間を確認したのに、と信じられない思いでカウンターに確かめると、やはり、でたとのこと。困惑と怒りで真赤になっている私に対し、少し位飛行機が早く出たぐらい何やねんといった事務員の態度にはとりつくしがありません。ボリビアからマナウスへは、一週間に一便しか出ておらず、100名の販売店主を集めての商品説明会は明日です。

その時、私の肩をポンとたたいた人がいます。振り向くと、昨日の商品説明会に出席してくれた販売店のおっさんではありませんか。たまたま通りかかったとのこと。事情を話すと、しばらく事務員とやりあっていましたが、突然にっこり笑って、ヤシキ、飛行機はここから200マイル離れたところで、給油と整備のため、数時間とどまることになっている。ワシが車で送ってやるよ、と言うが早いか、私をオンボロ車に押し込み、標高三千メートルの高原をとばしにとばして次の飛行場まで送り届けてくれたのです。ギリギリのところで間に合い、予定された説明会を無事に済ますことができました。

捨てる神あれば、拾う神ありです。編集担当になるたびに、過去のこの事件を思い出します。お忙しいなか何とか6月号の編集に間に合わせて頂いた寄稿者の方々に心より御礼申し上げます。今月号の担当は、**東屋敷**（松下無線）、**武智**（東京海上）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02 - 11 / 12
Singapore 1334. Tel: 2923831

M. C. (P) No. 11 / 4 / 84

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, #24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106